

令和8年度ふるさと共創アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人ふるさと財団（以下「財団」という。）が、地方公共団体会員における公民共創事業の推進のため、その要請に応じ、ふるさと共創プレイスの公民共創会員のソリューション担当職員（以下「アドバイザー」という。）を講師として派遣し、助言を行う「令和8年度ふるさと共創アドバイザー派遣事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「公民共創事業」とは、行政と民間が、課題やゴールの設定段階から対等なパートナーとして対話を重ね、地域課題の解決や地域活性化に向けた新たな価値を生み出していく活動を指す。

(助言の内容)

第3条 本事業における助言は、地方公共団体の希望する内容に即して行うものとする。助言の内容は、公民共創会員がふるさと共創プレイスにおいて情報発信しているソリューションについて、その概要、特長、導入実績その他導入の検討に必要な事項に関する説明を行うこととし、必要に応じて、当該ソリューションを地方公共団体において導入し、又は実証実験を行う場合における事業計画の提案及び技術的又は実務的な助言を行うものとする。

2 既に他の専門家による業務支援を受ける予定又は現に業務支援を受けている事業については、原則として本事業による助言の対象とはしない。

3 アドバイザーは、地域課題の解決に向けた具体的な説明、助言等を行うものとするが、当該説明、助言等は、派遣を受けた地方公共団体において当該ソリューションの採用又は実施を義務付けるものではなく、当該ソリューションの採用又は実施に係る最終的な判断は、当該地方公共団体の自主的な判断に委ねられるものとする。

(助言の対象、派遣回数、派遣方法等)

第4条 助言の対象者は、原則として地方公共団体職員とする。

2 一つの地方公共団体に対するアドバイザーの派遣回数については、あらかじめ上限を設けないものとする。ただし、財団は、申込みの状況、予算の執行見込みその他本事業の実施上必要と認める事情を勘案し、派遣回数を調整し、又は制限することができる。

3 アドバイザーの派遣は、現地に赴いて行うことを原則とする。ただし、財団が本事業の実施上適当と認める場合には、オンライン会議その他の通信手段を用いて実施することができる。

(派遣の申込み)

第5条 本事業によるアドバイザーの派遣を希望する地方公共団体は、「ふるさと共創アドバイザー派遣申込書」(様式第1号)に必要な事項を記入の上、財団に提出するものとする。

- 2 前項の申込みは随時受け付けるものとする。ただし、申込みをしようとする地方公共団体は、派遣を希望する時期の概ね1か月前までに申込書を提出するものとし、申込みに先立ち、事業内容、希望時期その他必要な事項について、財団へ相談するよう努めるものとする。

(採択)

第6条 財団は、前条の申込みについて採否を決定したときは、当該申込みをした地方公共団体に対し、その結果を通知する。

- 2 前項の採択は、申込みの内容が本事業の趣旨に合致すると認められることを基準として行うものとする。

(事業実施期間の決定)

第7条 財団は、前条により採択をした地方公共団体(以下「採択団体」という。)と協議のうえ、派遣する日を決定し採択団体に通知する。なお、派遣する日は令和9年2月末日までの間とする。

(経費の負担)

第8条 アドバイザーの派遣に要する旅費は、原則として財団が負担する。

- 2 財団が負担する旅費は、財団の規程に基づき支払う。

(受入結果報告)

第9条 採択団体は、助言を受けた日から1か月以内に「ふるさと共創アドバイザー受入結果報告書」(様式第2号)を財団に提出するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第10条 財団、採択団体及びアドバイザーは、本事業の実施に当たり知り得た個人情報、非公開情報その他関係者の秘密に属する情報について、関係法令等を遵守することはもとより、関係者相互の立場、利害その他の事情に十分配慮し、正当な理由なく外部に漏らし、又は目的外に利用してはならない。

(実施事例の紹介)

第11条 財団は、本事業の実施内容について、他の地方公共団体の参考に資するため、派遣先の地方公共団体名、助言を行った分野、ソリューション又はテーマ、助言の概

要その他必要と認める事項（以下「助言等」という。）を、財団ホームページ、機関誌その他の媒体において紹介することができる。

- 2 前項により助言等を紹介しようとする場合には、財団は、あらかじめ当該紹介内容について、採択団体及びアドバイザーに確認を行うものとする。

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、別に定める。